

学生各位 殿

新型コロナウイルス感染症予防対策

保健管理センター
秦 幸吉、福島 加菜美

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大している現状を考慮して、当面の間、感染防止対策は下記の通りとしますので遵守願います。今後、状況の変化により変更する場合には、逐次、お知らせいたします。

1. 授業（講義・演習など）は令和2年4月6日（月）授業開始日を4月20日（月）に延期することといたしました。また、教務学生課から一部講義室・演習室が変更されていますので、ご確認下さい。また、実習に関する開始時期については各領域の担当者から連絡があります。
2. ①換気の悪い密閉空間、②手に届くところに人がいる密集場所、③近距離での会話や発声が行われる密着場面の3つの条件が揃うと感染者の集団「クラスター」発生のリスクが高くなります。授業時の対応として、①講義室の定期的な換気（45分に1回5～15分程度）、②座席の間隔を設ける工夫、③近距離での会話や発声を避ける工夫などが必要ですので、協力をお願いします。
3. マスクは原則持参とします。

*出雲キャンパス前の「カフェレストあそび」に手作りマスク（1枚200円）が販売されています（食事をした方にのみ販売です）。
いずもゆめタウン内の「クラフトハートトーカイゆめタウン出雲店」にマスク用の布と型紙がセットになったものが、販売されて

います。

4. 「咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻を押さえること）」と「手洗い」などの通常の感染症対策が重要です。徹底をお願いします。

5. 大学にいるときに、微熱や咳、鼻水など風邪症状、体調不良が出現したら、直接、保健室に来ないで、教務学生課（1号館2階）に来て、指示を仰いで下さい。

6. 当面の間は毎朝検温を行い、微熱や風邪症状がある場合には教務学生課に電話連絡して、授業を欠席して下さい。その後、毎日「症状出現時の健康チェック表」（添付のエクセルファイル）を記録して毎日、チューターに連絡して下さい。出席可能となる条件は、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が完全に改善した場合に、翌日から出席可とします。

この欠席については、「特別の事由による欠席」扱いとなります。また、その際の診断書は不要とします。

7. **濃厚接触者**（・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの ・患者（確定例）と必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で接触すること →学内で感染症と診断された人が出た場合もこれで判断）はキャンパス内（サークル関係施設、図書館、食堂などを含む）への立ち入りを禁止します。

事前に教務学生課に電話連絡のうえ、接触日から14日間は自宅待機とします。その間、毎日「症状出現時の健康チェック表」（添付のエクセルファイル）を記録して毎日、チューターに連絡して下さい。

この場合も「特別の事由による欠席」扱いとなります。

8. ゴールデンウィーク期間を含め、海外渡航を禁止します。

9. 国内の感染拡大が報じられている地域への旅行、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まる以下の行為、例えば、大規模イベントへの参加、ライブハウス、カラオケ、ビュッフェスタイルの会食などは極力控えて下さい。

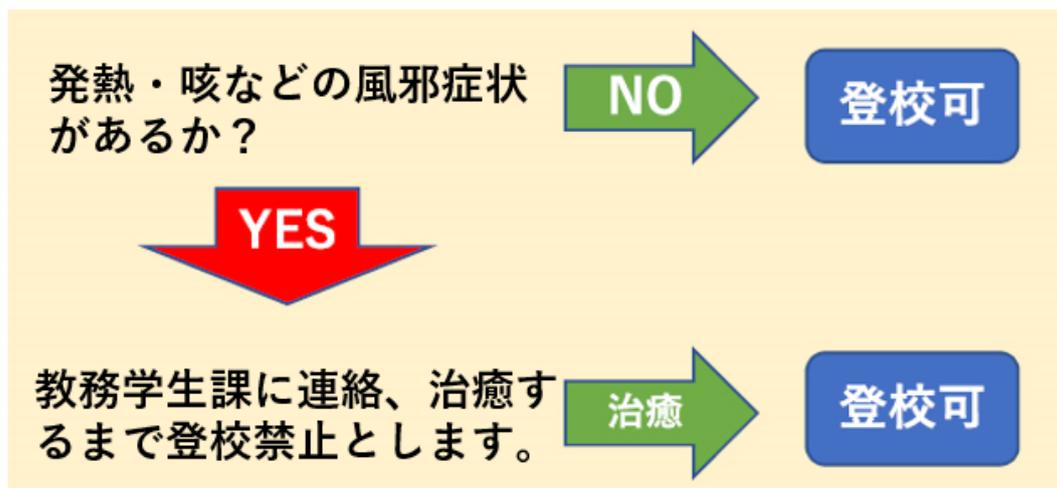
この件に関する問い合わせ先

教務学生課

電話：0853-20-0385

メール：i-kyoumu@u-shimane.ac.jp

風邪症状の場合の登校制限



*解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が完全に改善した場合に、その翌日から登校可とします。

37.5°C以上の発熱・咳などの風邪症状が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合は「帰国者・接触者相談センター」に相談し、その指示にしたがってください。

島根県内に「帰国者・接触者相談センター」

| | |
|------------------|-------------------------|
| 松江市・島根県共同設置松江保健所 | 0 8 5 2 - 3 3 - 7 6 7 3 |
| 雲南保健所 | 0 8 5 4 - 4 7 - 7 7 7 8 |
| 出雲保健所 | 0 8 5 3 - 2 4 - 7 0 2 8 |
| 県央保健所 | 0 8 5 4 - 8 4 - 9 8 1 2 |
| 浜田保健所 | 0 8 5 5 - 2 9 - 5 9 7 0 |
| 益田保健所 | 0 8 5 6 - 3 1 - 9 5 1 2 |
| 隠岐保健所 | 0 8 5 1 2 - 2 - 9 6 0 0 |